

環境

生ごみ減量・リユースイベントを開催します
【生活環境課】

市では、ごみの減量化やリサイクルの促進を目的として、生ごみ減量講習会や子ども服などの譲渡会、おもちゃを修理するおもちゃの病院を同時開催します。興味のある人は、ぜひご参加ください。

- 日時 12月4日(日) 午後1時～4時
- 場所 高野口地区公民館
- 生ごみ減量講習会

野菜の皮などの調理くずをバッグに入れて混ぜるだけで生ごみを減量できる方法を紹介いたします。希望者には「橋本市オリジナル生ごみ処理バッグ」一式を無料で配布します。



- 開催時間 午後2時～2時30分
- 申込方法 生活環境課まで電話で申し込んでください。

●子ども服などの譲渡会

不要となった子ども服や子ども用品、文房具などをお持ち込みください。食器、コップなどの日用品や、洗剤類、アクセサリ類などの雑貨も持ち込みできます。子ども服以外は20点まで持ち込みできます。また、持ち込み品が必要な人には無料で持ち帰っていただけます。

※持ち込めるものは、新品かそれに準ずる程度の美品に限ります。また、衣類は洗濯したものを持ち込んでください。

●はしもおもちゃ病院

壊れたおもちゃを原則無料で修理します。ただし、部品代がかかる場合があります。浮き輪、エアガン、ゲーム機などは修理できません。

- 申し込み・問い合わせ 生活環境課 ☎33-3702

税

家屋の取壊しの連絡はお済みですか
【税務課】

固定資産税・都市計画税は毎年1月1日(賦課期日)現在で市内に土地・家屋・償却資産を所有する人に対して課税されますが、年の途中で家屋の全部もしくは一部を取り壊すと、翌年度から、取り壊した面積分は課税されません。



市では、市内の家屋の状況把握に努めていますが、取壊しの連絡がない場合、取壊しが確認できず、翌年度以降も引き続き課税される恐れがあります。

令和4年1月2日から令和5年1月1日までの間に家屋の全部または一部を取り壊した人は、取り壊した床面積の大小に関わらず、令和5年1月31日(火)までにご連絡ください。担当者が現場に出向き、取り壊されていることが確認できれば、翌年度からは課税されません。

なお、登記のある家屋を取り壊し、すでに法務局で取壊しに関する手続きがお済みの場合は、法務局から税務課に通知がありますので、連絡は不要です。

- 問い合わせ 税務課 資産税係 ☎33-3706

納期限のお知らせ
【税務課】

- 12月26日(月)
 - 固定資産税・都市計画税……………3期
 - 国民健康保険税……………6期
 - 後期高齢者医療保険料……………6期
- 令和5年1月4日(水)
 - 介護保険料……………6期

住宅用地の申告はお済みですか

1月1日(賦課期日)現在で、住宅(居宅、共同住宅など一定の条件があります)が建っている土地については、税額軽減の特例(住宅用地特例)があります。

また、年末までに住宅を壊して、1月1日現在で同じ土地に建替え中の場合も、一定の要件を満たすと住宅用地特例が適用されます。土地の所有者からの申請が必要ですので、忘れずに申告してください。

- 問い合わせ 税務課 資産税係 ☎33-3706

消費税インボイス制度説明会を開催します
【税務課】

- 開催場所 粉河納税協会 (紀の川市粉河882-8)
- 開催日時
 - ①令和5年1月13日(金) 午後3時～4時15分
 - ②令和5年1月19日(木) 午前10時30分～11時45分
 - ③令和5年1月27日(金) 午前10時30分～11時45分
- 定員 各日先着10人
- 参加費 無料
- 申込方法 申込期限までに電話で申し込んでください。
- 申込期限
 - ①令和5年1月11日(水)、②令和5年1月17日(火)、③令和5年1月25日(水)
- 申し込み・問い合わせ 粉河税務署 法人課税第1部門 ☎0736-73-4255

軽自動車の車検の際に納税証明書の提示が原則不要になります
【税務課】

令和5年1月から、軽自動車税納付確認システム(軽JNK S)が開始され、普通自動車と同様、車検の際に検査窓口での納税証明書の提示が原則不要になります。そのため納税証明書を紛失した場合でも再交付申請は必要ありません。



なお、軽自動車税の納付方法によっては、納付情報が軽JNK Sに登録されるまで相当の日数を要する場合があります。車検の期限が迫っている場合など、お急ぎの場合は早期の納税をお願いします。

- また、二輪・原付・小型特殊は対象外です。
- 問い合わせ 税務課 収納係 ☎33-1169

休日と夜間の納付・納税相談

仕事の都合などで平日に納付することができない人や、事情があり納期通りの納付が困難な人を対象に、夜間と休日に納付・納税相談を行なっています。

- 相談日時
 - 12月25日(日) 午前8時30分～午後5時
 - 12月28日(水) 午後5時15分～8時
- 場所・問い合わせ 税務課 収納係 ☎33-6109

市民税・県民税の税制改正について
【税務課】

令和4年1月から12月の所得に対する令和5年度以降の市民税・県民税から適用される主な改正についてお知らせします。

- 住宅借入金等特別税額控除の特例の延長など 住宅ローン控除の適用について、控除期間13年の特例の対象期間が延長されました。令和4年1月1日から令和7年12月31日までに住宅に入居した人が対象となります。
- 控除期間13年の対象
 - ・認定新築住宅等(認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、特定エネルギー消費性能向上住宅)へ入居する場合
 - ・認定新築住宅等以外の新築住宅へ令和4年・5年中に入居した場合
- 控除限度額 所得税の課税総所得金額×5%(上限97,500円)
- その他 認定新築住宅等以外の新築住宅へ令和6年・7年中に入居する場合や、中古住宅へ入居する場合は、控除期間は10年となります。
- セルフメディケーション税制(特定の医薬品購入額の所得控除制度)の見直し セルフメディケーション税制の適用期間が令和4年1月1日から令和8年12月31日までの5年間延長されます。また、税制対象となる医薬品がより効果的なものに重点化するように変更されました。
- 成年年齢の引き下げによる影響 民法改正により令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられました。市民税・県民税が非課税となる要件の1つに「未成年で前年の合計所得金額が135万円以下の方」がありますが、賦課期日(令和5年1月1日)時点で18歳または19歳の人は、この要件の対象とはなりません。
- 問い合わせ 税務課 市民税係 ☎33-6212

水道管の凍結による破損を防ぎましょう

冬場で冷え込みが厳しくなると、水道管の凍結による破損が多くなります。

日当たりが悪いなど冷え込むところで水道管が露出していると凍結しやすくなります。毛布や市販の保温カバーなどで凍結を防ぎ、破損しないように対策を行いましょう。

- 問い合わせ 水道施設課 ☎33-2861